

全国に  
公証役場は  
約**300**ヶ所

公証人は  
約**500**人



九州ブロック  
単位会 8  
役場 33  
公証人 50

中国ブロック  
単位会 5  
役場 22  
公証人 30

東海ブロック  
単位会 3  
役場 21  
公証人 39

北陸ブロック  
単位会 3  
役場 9  
公証人 13

北海道ブロック  
単位会 4  
役場 13  
公証人 20

東北ブロック  
単位会 6  
役場 24  
公証人 29

古都ブロック  
単位会 4  
役場 14  
公証人 23

大阪ブロック  
単位会 1  
役場 11  
公証人 31

四国ブロック  
単位会 4  
役場 11  
公証人 17

兵庫県ブロック  
単位会 1  
役場 10  
公証人 21

関東ブロック  
単位会 10  
役場 74  
公証人 118

東京ブロック  
単位会 1  
役場 45  
公証人 108

北海道  
13ヶ所

東北  
24ヶ所

関東  
74ヶ所

中国  
22ヶ所

四国  
11ヶ所

関西  
(大阪・古都・兵庫)  
35ヶ所

中部  
(東海・北陸)  
30ヶ所

東京  
45ヶ所  
◎ 本部事務局

九州  
33ヶ所

(数値は平成25年11月現在)  
※詳細は折込一覧表に記載

全国には、公証役場が約300ヶ所あり、公証人は約500人おります。  
日本公証人連合会は12のブロック会、50の単位会で構成されています。  
また日公連の本部・事務局は、東京都千代田区霞が関に置かれています。

## 公証人の職務執行区域

公証人は、公証役場で執務することが原則ですが、例外として事件の性質上又は法令の定めにより出張して執務することができます。その場合における公証人の職務執行の区域は、その所属する法務局又は地方法務局の管轄区域と同じです。従って、例えば東京法務局所属の公証人は、横浜地方法務局等他の法務局管内の病院に出張して、遺言公正証書を作成することはできません。しかし、上記の職務執行の区域(通常は役場)で行う限り、職務執行区域外で生じた事件であっても、職務執行区域外に居住する者の嘱託する事件であっても、職務

を遂行することができます。例えば、東京の公証人が、公証役場に相談にきた北海道に居住する人の嘱託を受けて、公正証書を作成したり、認証をすることは何の問題もありません。

なお、会社等の定款の認証については、本店又は主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の所属公証人が扱うこととされています。



**相談無料** お近くの公証役場まで  
お気軽にご相談ください

公正証書作成の手数料等は、目的の価額等により公証人手数料令に定められています。